

平成31年4月11日

お客様 各位

電気料金の請求について

破産者 福島電力株式会社

破産管財人弁護士 清水 祐介

1 当職による電気料金の請求

当職は、昨年8月9日の破産手続開始決定日以降、多数のお客様に対する未請求の電気料金、及び請求済であるものの未払である電気料金の金額を慎重に精査して参りまして、ようやく福島電力の認識する電気料金を把握し、お客様に電気料金の残額を請求する運びとなりました。

そこで、当職は、昨年12月21日以降、お客様に対し、当職名義のご案内書面及び請求明細書（以下「ご案内書面」といいます。）を順次お送りし、福島電力株式会社（以下「福島電力」といいます。）が認識しております貴殿にお支払い頂く必要がある電気料金の残額の請求を順次開始しており、以下の支払方法を指定させて頂いております¹（従前クレジットカード払いや口座払いの申請をして頂いていた方についても、以下の方法による支払いをお願いしております。）。

・ 本年3月付ご案内書面の発送分まで

「コンビニ払い用紙」でのお支払い

・ 本年4月付ご案内書面の発送分以降

「破産管財人名義の預金口座」への振込

（みずほ銀行・いわき支店、又はGMOあおぞらネット銀行）

¹ 一部大口先等については、担当弁護士からご連絡のうえ、弁護士名義の請求書を送付し、破産管財人口座（三菱UFJ銀行・銀座通支店）への送金をお願いすることがあります。

2 請求額の確認のお願い

当職は、福島電力の保有する各種データ等を慎重に確認して、前記ご案内書面を送付しておりますが、もし貴殿の認識と相違があると思われる場合には、下記コールセンターまでご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

3 その他

その他福島電力の電気料金に関するご不明な点がございましたら、下記コールセンターまでご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

記

《お問合せ先》

本件につきご不明の点は、以下のお問合せ先までご連絡ください。

福島電力コールセンター TEL : 0120-057-445

(受付時間) 平日 午前 9:00～午後 6:00